

郵政民営化法によるゆうちょ銀行とかんぽ生命保険の主な上乗せ規制

1 ゆうちょ銀行

※1 令和8年3月31日時点

ゆうちょ銀行

日本郵政による議決
権保有比率49.9%※1

主な上乗せ規制

限度額
通常1,300万円・定期性1,300万円

新規業務規制
(株式の1/2処分(令和7年6月)後、認可制から届出制へ移行) ※2

子会社保有認可、銀行保有禁止

銀行法の規制
(新規業務の承認、子会社保有認可等)

他の民間銀行

(限度額なし)

(新規業務規制なし)

(子会社規制なし)

銀行法の規制
(新規業務の承認(免許条件が付された場合)、子会社保有認可等)

2 かんぽ生命保険

かんぽ生命保険

日本郵政による議決
権保有比率49.8%※1

主な上乗せ規制

限度額1,000万円
(加入後4年以上経過した契約は、さらに1,000万円まで可)

新規業務規制
(株式の1/2処分(令和3年6月)後、認可制から届出制へ移行) ※2

子会社保有認可、保険会社等保有禁止

保険業法の規制
(新規業務認可、子会社保有認可等)

他の民間生保

(限度額なし)

(新規業務規制なし)

(子会社規制なし)

保険業法の規制
(新規業務認可、子会社保有認可等)

※2 届出制においては、ゆうちょ銀行は他の金融機関等、かんぽ生命保険は他の生命保険会社との間の適正な競争関係及び利用者への役務の適切な提供を阻害することのないよう特に配慮する義務あり。